

独立行政法人中小企業基盤整備機構における独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る  
手数料に関する要領

平成29年5月30日

要領29第13号

第1章 総則

(総則)

第1条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料に関する取扱いは、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、独立行政法人中小企業基盤整備機構個人情報保護管理規程（規程16第62号）において使用する用語の例による。

第2章 独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料

(手数料の額等)

第3条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第44条の9の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第44条の13第1項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二万千円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一 法第44条の8第1項において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第14条第1項及び第2項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第1項に規定する第三者一人につき二百十円（当該機会を与える場合に限る。）

二 独立行政法人等非識別加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円

三 独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第44条の12第2項において準用する法第44条の9の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第44条の13第1項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 法第44条の9の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第44条の13第1項の規定により納

付しなければならない手数料の額と同一の額

二 法第44条の9（法第44条の12第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百円

3 手数料は、銀行振込で納付しなければならない。

### 第3章 補則

（要領の閲覧）

第4条 この要領は、その改定に係る作業その他その整備上必要な場合を除き、閲覧所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。